

## 第 3 回

# 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 女性の防犯検討会議

## 議 事 録

日 時：平成30年7月23日（月）午後1時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室

## 1. 開 会

○事務局（池田区政課長） お時間になりましたので、会議を開催させていただきたいと思いをします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第3回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会「女性の防犯検討会議」を開催させていただきたいと思いをします。

私は、札幌市市民文化局地域振興部区政課長の池田と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、第3回目の開催となります。

部会長に進行をお願いする前に、私から、配付資料の確認と留意事項の説明等をさせていただきます。

本日の配付資料につきましては、座席表、次第、資料1として札幌市内の犯罪情勢、資料2として札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業、いわゆる防犯カメラの資料です。そして、資料3として「女性の防犯ハンドブック」構成案となっております。

続きまして、会議の留意事項でございますが、本審議会は公開となっております、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。

ご発言される場合につきましては、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

また、会議の進行中、過去の事例等に基づく発言など、公開されることによって2次被害につながるおそれがあり、非公開とすることがふさわしい場合が考えられます。そこで、こうしたご発言をされる前には、その旨を申し出ていただくことで、発言の部分について非公開とし、また、傍聴席の方のご退席が必要な場合はそのようにすることによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（池田区政課長） ありがとうございます。

それでは、そのようにいたします。

留意事項につきましては、以上になります。

本日は、9名全員の委員の皆様にご出席いただいておりますので、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議が成立していることを申し添えます。

それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を山崎部会長にお願いしたいと思いをします。どうぞよろしくお願いをいたします。

## 2. 議 事

○山崎部会長 ありがとうございます。山崎でございます。

皆様には、急に暑くなった中をお運びくださりまして、ありがとうございます。

きょうは、第3回目ということで、いよいよ審議会のほうに出さなければいけないという段階になってまいりました。

まず、次第の1に移りたいと思います。

札幌市の犯罪情勢について、事務局からご説明いただけますか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 札幌市市民文化局区政課の西中と言います。

私から、札幌市内の犯罪情勢について説明させていただきます。

お手元の資料1、札幌市内の犯罪情勢をごらんください。

まずは、札幌市内の刑法犯認知件数の推移についてでございます。

平成29年中の認知件数等については本年1月に実施した第2回目の会議の際にご説明させていただいておりますので、本日は、本年の5月末現在の状況についてご説明させていただきます。

まず、資料の1は、札幌市内の刑法犯認知件数の推移をあらわしております、赤色の折れ線グラフが北海道内の刑法犯認知件数、青色の棒グラフが札幌市内における刑法犯認知件数をあらわしたものになっております。

北海道における刑法犯認知件数は、平成30年5月末現在で9,325件となっており、前年同時期と比べますと1,118件、約10.7%減少しております。札幌市内におきましても、北海道と同様に減少傾向にありまして、5月末現在の刑法犯認知件数は4,181件で、前年同時期と比べて619件、約12.9%の減少となっております。このまま行きますと、本年度も減少して17年連続で減少する見込みとなっております。

続いて、2は、刑法犯の包括罪種別認知件数の内訳です。

これまでもお話しさせていただいておりますが、包括罪種は、刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様などの観点から類似性の強い罪種を包括したものであるということで、窃盗犯、殺人、強盗などの凶悪犯、暴行や傷害などの粗暴犯、詐欺、横領といった知能犯、それから、強制わいせつ、公然わいせつ、賭博といった風俗犯、その他の刑法犯の六つに分けております。

円グラフでごらんいただけるとおり、札幌市内では、やはり本年度も窃盗犯の認知件数が最も多くなっておりまして、全体の約64%を占めている状況です。しかしながら、窃盗犯の件数自体は本年度も減少傾向にあるような状況ですが、その反面、本年度は凶悪犯、粗暴犯といった犯罪が増加傾向にございます。

最後に、3の女性に対する前兆事案の認知状況になります。

前兆事案は、性犯罪等の凶悪犯罪の前兆と見られる声かけやつきまといなどのことを言いまして、こちらの表は、これまでの会議と同様に、北海道及び札幌市内の9警察署管内における前兆事案の認知件数をあらわしております。市内警察署管内ですので、その中には石狩市や北広島市などが含まれておりますので、ご了承いただきたいと思います。

平成30年5月末現在の北海道内における前兆事案の認知件数は866件となっており、市内警察署管内における前兆事案の認知件数は517件ですから、全道の約6割を占めて

いる状況になっております。特に、市内警察署管内におきましては、表の中に赤字で示させていただいておりますが、痴漢、身体接触事案及び身体露出事案が多発しておりまして、痴漢、身体接触事案は全道で発生したうちの約70%、身体露出事案は、全道で発生したうちの約67%が札幌市内警察署の管内で発生していることから、札幌市内では直接的に犯罪につながるおそれの高い事案が多く発生している状況になっております。

犯罪情勢の説明については、以上になります。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明について、何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、次第の2に移りたいと思います。

札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業について、事務局から説明していただきたいと思っております。お願いいたします。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 市民文化局地域振興部区政課の後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、今の件についてご説明したいと思っております。

お手元の資料2をごらんください。

安全で安心なまちづくり審議会の委員の皆様にとりましては、既にご説明を差し上げましたので、重複となることをご了承いただきたいと思っております。

まず、左上の目的をごらんいただきたいと思っております。

この事業の目的は、犯罪抑止や事件の早期解決のツールとして、近年、全国的に拡大している防犯カメラを市内の公共空間に対して導入及びその取り組みを行う地域に対して援助することで、安全で安心なまちづくりを促進することとなっております。

札幌市におきましても、これまで、防犯カメラについては商店街を中心に設置されておりましたが、それに対する補助は行われておりますが、町内会を対象とした補助はこれまで行われておりませんでした。一方、全国に目を向けますと、現状・経過のところを書いておるとおり、全国20の政令指定都市のうち、札幌と浜松市を除いた18の指定都市で、町内会を対象とした補助制度を実施、または実施済みという状況となっております。

こうした背景を受けまして、議会などからもこういった補助制度を創設してはどうかという提案もあり、市民の皆様に対し、市民意識調査などを通して、札幌市の安全・安心の取り組みに関する質問項目として防犯カメラに関する認識を伺いました。そのさなかに、議会のお話について関心を持った市民の方からお申し出がありまして、まちの防犯力を高めて市民や観光客の皆さんが安全に安心して過ごすことができるように、公共空間への防犯カメラの設置促進のために使ってほしいということで多額のご寄附の意向を示されたことから、市ではこの趣旨に沿った事業を実施していくことを考えることになった次第でございます。

そこで、町内会の皆様に対してアンケートを行いまして、防犯カメラの設置補助があっ

たら利用して設置したいかどうかという質問に対して、全体の約3割の方から希望を示す結果を得ました。左下の円グラフがそのアンケート結果の内訳になっております。

なお、補助制度があっても設置しないと答えている方は、51%と全体の半数でしたが、このうちの7割以上の方が継続して資金を捻出していくことが難しいという見解を示していることがわかりまして、資金面の課題が解消されれば、今後は防犯カメラを設置したいと考える町内会がふえていく可能性が十分高いのではないかと判断されたところでございます。

こういった寄附者のご意向とか町内会の動向などをもとに制度の検討を行っており、その内容を右側の制度概要にまとめております。

防犯カメラが設置されることで、札幌市が子どもや女性が安心して暮らせるまちとして認知され、多くの方が訪れたい、移り住みたいと思うまちになってほしいというご意向のもと、これまで検討しておりました町内会などが防犯カメラを公共空間に設置する際の費用を補助する取り組みとともに、市内外から多くの住民とか観光客の皆さんが集中するような都市公園など、居住区域から離れた公共空間への防犯カメラの設置については、市が設置、運用を行っていく形になっております。

事業の具体的な取り組み内容といたしましては、まず、2-1で補助制度についてご紹介しております。

こちらでは、補助対象は、カメラ本体が設置されていることがわかる表示板などの附属品、附属機器及びその取り付け経費として、1台当たりの上限を16万円とし、基本的にはそれ以内であれば全額補助という内容になっております。また、設置した後の例えば電気代とか修理代といった維持管理に係る経費につきましては、設置者側、町内会側のご負担でお願いしております。

続きまして、2-2は市による設置ですが、こちらは、先ほどご紹介しました都市公園のほかに、一部の幹線道路、例えば駅前通とか市内の小・中学校などを対象に、犯罪認知件数の状況などを吟味しながら調査を行って設置を進めていくことを考えております。

最後に、事業計画（予定）に書いてありますが、今年度を含めた3年間で、補助制度は2,000台を対象とし、市設置は500台を想定しております。

簡単な説明になりますが、私からは以上になります。

○山崎部会長 ありがとうございます。

何かご質問等はございますでしょうか。

防犯カメラの設置についてはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山崎部会長 それでは次に、次第の3に移りたいと思います。

お手元にあります女性のための防犯ハンドブックの作成について、事務局に説明していただきたいと思います。お願いいたします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 私から説明させていただきます。

このハンドブックについては、犯罪被害に遭う方を少しでも減らしていきたいという目的のもと、防犯のポイントを簡単に紹介させていただくものとして作成を進めさせていただいております。

言うまでもなく、犯罪というものは、もちろん犯罪を犯す加害者が悪いので、被害者には責任は一切ありません。そのため、犯罪被害をなくすには、当然、加害者対策が重要になってきます。そういったところについて、北海道警察などの関係機関と連携しながら対策を進めていく必要もあると考えております。

しかしながら、先ほど次第の1の犯罪情勢でご説明させていただいたとおり、札幌市内では、刑法犯認知件数自体は減少傾向にあります。いまだに多くの犯罪が発生している状況です。そこで、今まさに起きている犯罪被害を一件でも減らしていくために、このハンドブックなどを通じて防犯ポイントを紹介し、少しでも知ってもらうことを目的としてハンドブックを作成させていただいております。しかし、この防犯ポイントの中には、実践が難しかったり、被害者にとってはちょっと負担になるのではないかとということも確かにあります。ただ、全ての皆さんに実践していただくというより、防犯のポイントとしてこういったものがあるという事実を紹介させていただいて、それが少しでも被害防止につながっていくことが重要と考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

それでは、ハンドブックの構成案についてですが、これについては、本会議を開催する前に、事前に皆様にごらんいただき、意見を頂戴しております。これまで会議を2回開催させていただいて、そこで委員の皆様から出た意見をもとに再構成したものになりますが、委員の皆様からは、見やすくなった、わかりやすい等々の意見をいただいております。また、2回目の会議を行った際に、学生にも事前に見ていただいたほうがいいのではないかという意見もいただいておりますので、前野委員にご協力いただき、札幌大学の学生にもごらんいただいておりますが、学生からもわかりやすいといった意見があったと伺っております。

今回の会議に提出しているハンドブックの案については、皆様から事前にいただいた意見を参考にし、再度、構成したものになります。大幅な修正はありませんが、修正部分について若干ご説明させていただきます。

まず、表紙の部分ですが、当然、男性にも一度はご一読いただきたいということもございまして、「男性の方もご覧ください」という文章を副題のような形でメッセージとして追加させていただいております。

また、全体を通してですが、札幌大学の学生から、ポイントとなる部分は枠で囲ったほうが見やすいのではないかとといったご意見をいただきましたので、ポイント部分を線で囲うように修正させていただいております。

2ページ目になりますが、痴漢、盗撮被害といったものは、先ほども申し上げたとおり、当然、被害者が悪いのではなく、犯罪者、加害者側が悪いものです。そうした中で、被害に遭われても駅員や警察などが被害者を守るために対応していますので、そういうことも

お知らせしておきたいということで追記させていただいております。

続いて、3ページ目は、住宅、またその付近での犯罪被害ですが、これは、今後の生活にも非常に強い影響を与えるものなので不安も強いものと思います。そういったところの対策としては、まず、警察に相談することでパトロールの強化を相談できることが一つです。さらに、マンションやアパートの場合は、管理会社に相談することで何らかの対策をとれる場合もありますので、今後の対応のポイントも追記させていただいております。

また、5ページ目のストーカー被害の部分では、加害者の中には自覚がないままストーカー行為に及んでいるような方が多くいますので、まずは、ストーカー行為は犯罪であることを改めて明記させていただきました。

また、相談時のポイントのところにイラストを一つ追加させていただいております。これは、安心感の醸成のために、女性警察官にも相談できることをイメージして女性警察官のイラストを追加させていただいております。

続いて、6ページ目はDV被害についてです。DVとされる暴力の中で、精神的暴力の記述について、暴言などで相手の人格を傷つけるといった記述に修正させていただいております。

続いて、7ページ目の防犯グッズ・アプリについてです。こちらは、もしも犯罪被害に遭われたときは、やはり大声で叫ぶことがとても重要であるというご意見をいただいております。そこで、防犯ブザーの冒頭部分に、おなかから大声で叫びましょうと追記させていただきました。そして、より安心感があるものとして防犯ブザーを紹介させていただいております。

8ページ目は、性犯罪被害の相談についてです。本ページの下の部分ですが、2回目の会議の際に、薬物を使った性犯罪被害を議題として取り扱ったため、当初はこれをメインとする記述としておりました。しかし、全体を通した流れで読んでいきますと、薬物被害だけを特出しする形よりは、性犯罪被害全体として、被害に遭われた後の病院の診断とか警察への相談について触れて、その中で薬物事案について記載するほうが読みやすいのではないかといった意見をいただいておりますので、このような形に修正させていただいております。

その他、細かい文言なども修正させていただいておりますし、イラストなどの部分は、業者に発注してから挿入するようになります。また、配色やレイアウトは、専門の方にお願ひすればより見やすいものがあると思いますので、そういったところは、今後もより見やすくなるように作成を進めていきたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、女性のための防犯ハンドブックについて意見交換していきたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

前回までの意見では、レイアウトを見やすくしたほうが良いということと、また、審議

会でもありましたが、女性が防犯行動をしなかったから犯罪被害に遭ったのだという自責の念を覚えないようなパンフレットがいいのではないかなど、いろいろなご意見が出ました。そこで、見やすくして、また、被害に遭ったときの対応などもつけ加えられています。いかがでしょうか。

○行方委員 前回に比べると本当に見やすくなって、とてもいい冊子になるのではないかと期待感が高まっております。私も、メールで細かいことをいろいろお伝えしまして、今の状態では大丈夫だと思いますが、ただ、1点、表紙の裏のページです。「女性をねらった犯罪に注意！」というところの2行目で、エレベーターの伸ばす部分が抜けています。3ページ目のエレベーターは伸ばす部分がついていまして、これは整合性を持たせたほうがいいのではないかと思いますので、ぜひ「エレベータ」の後ろの伸ばす部分は入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 伸ばすように音引きを入れる方向で統一したいと考えております。修正いたします。

○山崎部会長 お願いいたします。

ほかにご意見はありますか。

あとは、どんなイラストが載るかというところがすごく大きいのかなと思います。イラストでイメージができてしまうので、できればイラストも見たかったなと思いましたが、いかがでしょうか。

今回は被害に遭ったときにどうしたらいいのかということも添えられていますので、私はとても使いやすくなったのかなという感じがしていますが、皆さん、これでよろしいですか。

○前野委員 学生に見ていただいて、追加で言ってきてくれた方の話ですが、防犯ブザーを引っ張ると物すごい音が出ますね。その防犯ブザーをいつまでも持っている、犯人がそれをとろうとして、さらに犯人に追いかけられたのだそうです。それは危ないですから、防犯ブザーは鳴ったらすぐに投げたほうが良いということも入れたほうが良いのではないですかと言ってきて、そうなのかなと思いました。投げれば、犯人はそっちをとめようとして、逃げる暇ができますからね。鳴っているブザーをとろうとして、かえって犯人に追いかけて回されたみたいなことを経験したお友達がいたみたいです。

○事務局（西中地域防犯担当主査） そういったご意見も参考にさせていただきたいと思えます。

○山崎部会長 ぜひお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

このイラストが決まったときは、私たちはどんなふうにして知ることができるのでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 発注先にもよりますが、業者からレイアウト等の構成の案をいただき、複数回の校正を行っていく形で進めていくこととなりますので、どの



段階でどのように見ていただくかは検討する必要があります。イラストについては人によって意見も大分違うのかなと思いますけれども、このような感じで進めていますということは、お見せできればと思っております。

○山崎部会長 何らかの方法で皆さんに見せていただけるということでよろしいでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） イラストについて細かいご意見まで伺えるかどうか、相手方もいる話なので難しい場合もあるかもしれませんが、そういったところも考えながら進めていきたいなと思います。

○山崎部会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

○水谷委員 5月末の札幌市内の性犯罪について、痴漢とか身体接触は北海道内でも割合が高いとなっています。そうであれば、2ページ目の下で「ちかん・盗撮犯は許さない！」ということ強調していますが、これは当然というか、当たり前のことなので、これを強調するより、そういうことに遭ったり見かけたら、駅員とか警察にお知らせくださいというほうを強調したほうがいいのかと思います。どうでしょうか。

○山崎部会長 ありがとうございます。

これは、駅などで周りの人が身体接触、痴漢を見かけたら通報してあげてくださいというようなことを入れたほうがいいのかということですね。

○事務局（西中地域防犯担当主査） ポイントとしてはどちらを強調するかということですね。当然、犯罪だということは文章の中にも入りますが、それを前面に押し出すか、それとも、駅員や警察に知らせてくださいということを先に持って行って強調したほうがいいのか、どちらがいいかということですね。

○山崎部会長 これは犯罪なのですよね。犯罪なのだ、だから、ご本人も駅員に言えるし、それから、周りで見た人も通報してくださいねということでまとめたらいいかなと思います。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 見出しをどうするかということですね。

○水谷委員 今おっしゃったようなことを強調していただくと、ここの部分が生きるかなと思います。

○山崎部会長 そういうイメージでよろしいでしょうか。よくわかります。

あとはございませんか。

学生も含めていろんな方の意見も取り入れて、最初のころとは随分変わった感じがします。

今回は最後になりますので、もし何かありましたらご意見を伺いたいと思います。

○駒木委員 6ページですが、「暴力をふるった後、謝って優しくなるというケースがあります」、そして、「『普段は優しいから…』『謝っているし、もう2度とないだろう…』などと思われるかもしれませんが」と書かれていて、放置しておく、再び暴力を振るわれ

るケースもあるとしています。DV相談を受けていると、本当にごめんなさいと土下座して謝って、そしてまた暴力を振るうというリングから抜けられない人がいっぱいいるのです。もう二度とないだろうと思っても、放置しておくとは再び暴力を振るわれるということですから、「などと思われるかもしれません」は要らないかなと思います。これはあくまでも個人的な意見です。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 「などと思わないでください」という形にするか、「などと思われるかもしれません」という言葉を抜いて、「放置しておく」とから始めるということですね。伝わり方としてはどうでしょうか。

○山崎部会長 「などと思われるかもしれません」よりは「などと思わないでください」と、ずばり言ってしまったほうがいいのかと思います。

○事務局（西中地域防犯担当主査） では、ここは、「などと思わないでください」といたします。

○山崎部会長 それはそのように修正をお願いします。

ほかにございますか。

事前に皆さんの意見を結構聞いてつくられていますので、ここではもう出てこないという感じでしょうか。

それでは、イラストができてからこれを審議会に出すのでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 審議会には、この案をもってご報告をさせていただきますと考えております。審議会への報告を済ませたのち、イラストの作成に移りますので、先に審議会のほうに報告して、審議会の中でも了解が得られれば、デザイン業者への発注を行っていきます。

○山崎部会長 それでは、これで審議会に出されるということで、皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山崎部会長 きょうはすごく早く終わりましたが、本日の議題は全て終了いたしましたので、司会を事務局にお返ししたいと思います。

ありがとうございます。

○事務局（池田区政課長） ありがとうございます。

ハンドブックの作成につきましては、この後、8月下旬に審議会が開かれますので、そこで最終的にご報告し、ご了解いただきましたら、イラストなど構成していただく業者への発注作業に入りたいと思います。まずはどんなイラストを入れるかということをお先にやっていただきまして、こういったイラストでどうでしょうかということをお聞きしたいなと思っております。ハンドブックについては、そういう方向で進めて、来年度の新入生が入る時期までにつくって配布できたらいいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日のメインの議題ということで、ご審議をありがとうございました。

昨年からハンドブックの作成をお待たせいたしました。いろいろとご意見をいただいたおかげで、とてもいいハンドブックになりそうな感じがしております。

### 3. 閉 会

○事務局（池田区政課長） それでは、これで第3回女性の防犯検討会議を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上